

## 練馬区の道路網計画について

練馬区内の道路ネットワークは、都市計画マスタープラン(平成13年3月策定)に位置づけられており、秩序ある自動車交通の処理のために担うべき機能に応じて、以下の3種類の道路で構成(都市計画道路・生活幹線道路・主要生活道路)されています。

### I. 都市計画道路

都市における安全かつ快適な交通を確保するとともに、災害時には延焼遮断機能や避難路としての役割を果たすなど、多面的な機能を有する都市の骨格となる道路です。(事業の進捗状況により、下表のように分類されます。)

進捗状況 問合せ 内容	(1) 事業未着手路線	(2) 事業中路線
計画線について	<p>概略の位置(1/2500)は練馬区都市計画情報システムでご確認ください。</p> <p>また、詳細な計画線については各担当にお問い合わせください。</p> <p>○区移管道路(補助236・237号線)の詳細な計画線 【担当】交通企画課 (本庁舎16階:TEL 5984-1328)</p> <p>○区移管道路以外の詳細な計画線(東京都決定) 【担当】東京都都市整備局 都市づくり政策部都市計画課 都市計画相談担当 (都庁第二本庁舎12階: TEL 5388-3213)</p>	<p>各事業者にお問い合わせください。</p> <p><b>○区施行の路線</b> 【担当】土木部計画課道路整備担当係(本庁舎13階)</p> <p>①補助132号線、補助135号線(補助230号線交差部)、補助232号線(TEL 5984-1603)</p> <p>②補助135号線(補助156号線交差部)(TEL 5984-2307)</p> <p>③外環の2(交通広場)(TEL 5984-1099)</p> <p>④区街1号線(TEL 5984-1489)</p> <p>⑤補助235号線(TEL 5984-1439)</p> <p><b>○都施行の路線</b></p> <p>①放射 7、35(北町5-20付近を除く)、36号線 補助133、156(東大泉四丁目～西大泉一丁目)、172、230(土支田通り～大泉学園通り間)、233、区街7号線 【担当】東京都建設局第四建設事務所 (豊島区南大塚2-36-2:TEL5978-1727)</p> <p>②外環の2(目白通り～練馬主要区道33号線の区間) 【担当】東京都建設局三環状道路整備推進部整備推進課(都庁第二本庁舎6階:TEL5320-5173)</p> <p>③外環の2(新青梅街道～千川通り間) 【担当】東京都都市整備局第二市街地整備事務所 事業課(中野区中野1-2-5) ・計画、測量に関すること:TEL5389-8235 ・用地に関すること:TEL5389-5188</p> <p><b>○国施行の路線</b></p> <p>①外環(高速道路) 【担当】国土交通省関東地方整備局東京外かく環状国道事務所(世田谷区用賀4-5-16TEビル7階:TEL0120-34-1491)</p> <p>【区担当】交通企画課(本庁舎16階:TEL 5984-1328) ※国等の事業ですが、区でも事業概要をご案内しています。</p> <p>②放射35号線(北町5-20) 【担当】国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所(さいたま市北区吉野町1-435:TEL 048-669-1205)</p> <p>事業中の都市計画区域内の建築は、都市計画法第65条の許可を受ける必要があります。 【担当】交通企画課(本庁舎16階:TEL 5984-1328)</p>
建築について	<p>都市計画区域内の建築は、都市計画法第53条の許可(許可基準は54条)を受ける必要があります。 【担当】建築審査課建築調整係 (本庁舎15階:TEL 5984-1906)</p>	
緩和基準	緩和基準があります。(※1)	
事業計画について	①優先整備路線	②その他路線
	<p>令和7年度までに優先的に整備に着手する予定の区間。 【担当】交通企画課(本庁舎16階:TEL 5984-1328)</p>	<p>事業着手時期は未定です。 【担当】交通企画課(本庁舎16階:TEL 5984-1328)</p>

(※1)「東京における都市計画道路の整備方針」(平成28年3月策定)において以下のような建築制限の緩和基準を設置しています。【担当】本庁舎16階 交通企画課(TEL 5984-1328)

当該建築物が、次に掲げる要件に該当し、かつ容易に移転し又は除却することができるものであること。

- ① 市街地開発事業(区画整理・再開発など)等の支障にならないこと
- ② 階数が3、高さが10m以下であり、かつ地階を有しないこと
- ③ 主要構造部が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であること
- ④ 建築物が都市計画道路区域の内外にわたり存することになる場合は、将来において、都市計画道路区域内に存する部分を分離することができるよう設計上の配慮をすること

## II. 生活幹線道路

生活幹線道路は、都市計画道路を補完し、地区交通の主要な動線となる道路です。「練馬区生活幹線道路の整備に関する要綱」(平成18年4月1日全部改正)に基づき**区道の整備**を進めています。(事業の進捗状況により、下表のように分類されます。)

進捗状況 問合せ 内容	(1) 事業未着手路線		(2) 事業中の路線
	①整備促進路線	②今後整備を要する 路線	
幅員について	幅員12m以上で計画しています。 ※早宮二丁目地区内の整備促進路線は9m		<b>事業担当にお問い合わせください。</b> ①一般区道 22-101号線 (本庁舎13階:TEL5984-2307) ②主要区道 56、67号線 (本庁舎13階:TEL5984-1489) ③主要区道 3、32号線 (本庁舎13階:TEL5984-2307) ④主要区道 30号線 (本庁舎13階:TEL5984-1439) <b>【①～④担当】</b> 土木部計画課道路整備担当係 ⑤主要区道 2号線(四商通り) <b>【担当】</b> 防災まちづくり課防災まちづくり担当係 (本庁舎15階:TEL5984-1429) ⑥まちづくり関連 その他の路線
計画線について	位置は未定です。(原則道路中心振分けで想定しています)		
建築について	建築について法的な制限はありません。計画線(想定)に配慮した建築(壁面後退、主要構造等)をお願いしています。		
事業計画について	早期に整備を行う必要が特に高い路線ですが具体的な事業着手時期は未定です。	事業着手時期は未定です。	

※(1)事業未着手路線については、土木部計画課計画係 (本庁舎 13 階: TEL 5984-2073)

### ○都道について

生活幹線道路は区道の整備計画です。都道の一部をネットワーク上、生活幹線道路としておりますが、都道の整備計画をあらわしたものではありません。

別途、東京都が道路法に基づき都道を拡幅する場合があります。

⇒【担当】東京都第四建設事務所  
庶務課庶務担当

(豊島区南大塚 2-36-2: TEL 5978-1703)

### ⑥まちづくり関連 その他の路線

【担当】東部地域まちづくり課まちづくり担当係

(本庁舎 16 階: TEL5984-1527)

- ・練馬駅北口地区地区計画 生活幹線道路
- ・江古田北部地区地区計画 生活幹線道路1号、2号、3号
- ・江古田南部地区地区計画 生活幹線道路1号
- ・東武練馬駅南口周辺地区地区計画 区画道路1号
- ・北町二丁目西部地区地区計画 生活幹線道路1号、2号

生活幹線道路沿いの道路拡幅部分における長期優良住宅の認定可否のお問い合わせは、建築審査課構造係(本庁舎15階 TEL 5984-1934)にお願いします。

## III. 主要生活道路

生活幹線道路を補完し、地域内交通を処理するとともに、日常消防活動の向上を図るための道路です。

- ・計画幅員は6m以上ですが、計画線の位置は未定です(都道については生活幹線道路と同様の考え方です)。
- ・道路後退などの建築に関する制限はありません。
- ・事業計画は未定です(密集住宅市街地整備促進事業など面的なまちづくりの区域内の場合は、別途確認が必要です)。

⇒【担当】都市計画課都市計画担当係(本庁舎16階: TEL 5984-1534)

生活幹線道路、主要生活道路に接して、まちづくり条例の宅地開発事業(開発区域面積 500 m<sup>2</sup>以上)を行う場合は、道路の中心から3m後退する必要があります。

⇒【担当】開発調整課宅地開発係(本庁舎 15 階: TEL 5984-1648)